

## 【養護老人ホーム 措置（入所）決定までの流れ】

入所申請から入所まで、概ね1.5月から2月を目安としてください。

順番	入所希望者が行うこと	ご家族が行うこと	佐世保市が行うこと
1 入所相談	ご本人・ご家族等入所希望者の関係者が佐世保市へご相談下さい。		入所相談については、電話または窓口でお受けいたします。 ご説明の過程で、介護保険サービスの利用をお勧めすることや、ご本人の状況に応じた他のサービスをご案内することがあります。
2 施設見学	本人と施設間双方が施設入所について、おおまかに合意して下さい。入所後の生活に大変重要ですので <b>必ずご本人が見学して下さい。</b>		施設の業務によって日程の調整をお願いする場合があります。まずは施設へご連絡下さい。
3 申請	措置申出書を作成して下さい。 ・申請書提出期限は偶数月の中旬としております。（応相談）		申請書の作成方法についてご説明します。
4 面談	佐世保市（担当者及び保健師）が入所希望者の自宅または待機場所にて面談を実施します。 面談では、生活歴・健康状態・医療の必要性等をお尋ねいたします。		
5 入所判定			佐世保市が設置する入所判定委員会において、入所の可否を判定します。

### ・入所判定において入所が必要と判断された場合

- 1 佐世保市から入所委託を行う養護老人ホームへ受入の可否を問い合わせます。
- 2 1が可となった場合、入所希望者にご連絡致します。（不可の場合は、他の施設に対して問い合わせします。）
- 3 入所日等を施設と入所希望者と双方で調整して頂きます。入所日から措置開始となります。
- 4 負担金を計算し、本人及び扶養親族へ負担金の請求を行います。

### ・入所判定において、入所が適当でないと判断された場合。

入所希望者に、判定後速やかにご連絡致します。